

歯と口腔の健康づくり条例をここに公布する。

平成26年 3月19日

野田村長

野田村条例第2号

歯と口腔の健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、村並びに村民、歯科医師その他の保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な事項を定めることにより、村民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって村民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) すべての村民が生涯にわたり、自ら日常生活において歯科疾患の予防に取り組み、及び歯科疾患を早期に発見し、かつ、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期まで、その発達段階、年齢階層及び心身の状況に応じて、歯科検診、歯科保健指導、歯科相談及び歯科医療（以下「歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を促進すること。
- (3) 保健、医療、教育、福祉その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(村の責務)

第3条 村は、国及び岩手県と連携して歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

(村民の責務)

第4条 村民は、歯と口腔の健康づくりについて関心を持ち、理解を深めるとともに、定期的に歯科検診等を受けることにより、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに取

り組むよう努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医師等」という。）は、村が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力し、教育関係者、保健又は医療に携わる者（歯科医師等を除く。以下「保健医療関係者」という。）、福祉関係者及び事業者との連携を図りつつ、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の責務)

第6条 教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者は、村民がその発達段階、年齢階層及び心身の状況等に応じて歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図るとともに、歯と口腔の健康づくりに関し、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図るとともに、当該従業員の歯と口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 村長は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針

(2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標

(3) 歯と口腔の健康づくりに関し、村が推進する基本的な施策

ア 歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発及び歯と口腔の健康づくりに携わっている者の連携体制の構築に関すること。

イ 村民が定期的に歯科検診等を受けるための勧奨に関すること。

ウ 災害発生時における口腔衛生の確保及び平常時における災害に備えた口腔保健サービスの提供体制の確立に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事

項

- 3 村長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、必要に応じて、歯科医師等、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者及び学識関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く村民等の意見を求めるものとする。
- 4 村長は、基本計画の策定に当たっては、村が策定する保健、医療、福祉及び介護に関する計画との整合性及び連携に配慮するものとする。
- 5 村長は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すものとする。
- 6 村長は、基本計画を定めたとき、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(補則)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。